

# 事業契約書（案）

1 事業名 熊本市総合保健福祉センター（仮称）整備等事業

2 契約金額

												円
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）

ただし、契約金額は、第 48 条その他のサービス購入費の変更に関する規定に基づいて変更されることがある。

3 契約期間 第 49 条に定めるとおり

4 履行場所 熊本市大江 5 丁目 1 番 8

5 契約保証金 第 60 条に定めるとおり

6 担保期間 第 33 条に定めるとおり

7 その他の事項 本事業契約中に定めるとおり

上記の熊本市総合保健福祉センター（仮称）整備等事業（以下「本件事業」という。）について、熊本市（以下「市」という。）と〇〇〇〇（以下「事業者」という。）とは、各々対等な立場における合意に基づいて、以下の条項によって本件事業に係る契約（以下「本事業契約」という。）を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行する。また、本事業契約締結については、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 9 条の規定により、熊本市議会の議決を必要とし、議会の議決を得たときは、この契約書は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 5 項に規定する契約書とみなすものとする。なお、議会の議決が得られない場合は、本事業契約は無効となり、市は損害賠償の責は負わない。

本事業契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、市及び事業者が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 年 月 日

市

所在地  
代表者

印

事業者

所在地  
商号又は名称  
代表者

印

TEL

熊本市総合保健福祉センター（仮称）整備等事業に係る契約（案）

## 目 次

第1章 用語の定義	1
第1条 (定義)	1
第2章 総則	3
第2条 (目的)	3
第3条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	3
第4条 (事業日程)	3
第5条 (本件事業の概要)	3
第6条 (事業者の資金調達)	3
第7条 (事業者)	3
第8条 (関係者協議会)	3
第9条 (建設用地使用)	3
第10条 (許認可、届出等)	4
第3章 本件施設の設計	4
第11条 (本件施設の設計)	4
第12条 (設計書類の変更)	5
第13条 (設計書類及び完工書類の著作権等)	5
第14条 (著作権の侵害の防止)	6
第15条 (特許権等の使用)	6
第16条 (設計状況の確認)	6
第4章 本件施設の建設	6
第1節 総則	6
第17条 (本件施設の建設)	6
第18条 (施工計画書等)	7
第19条 (調査・設計・建設期間中の第三者の使用)	7
第20条 (事業者による工事監理者の設置)	7
第21条 (建設用地の管理)	7
第22条 (建設に伴う各種調査)	8
第23条 (調査等の第三者への委託)	8
第24条 (本件施設の建設に伴う近隣対策)	8
第2節 市による確認等	9
第25条 (市による説明要求及び建設現場立会い)	9
第3節 工事の中止等	9
第26条 (工事の中止等)	9
第4節 損害等の発生	9
第27条 (本件工事中に第三者に生じた損害)	10
第5節 本件施設の工事完成及び引渡し	10
第28条 (事業者による完工検査)	10
第29条 (市による本件施設の完工確認及び完工確認通知の交付)	10
第30条 (事業者による本件施設の維持管理・運營業務体制整備)	10
第31条 (市による本件施設の維持管理・運營業務体制確認)	11
第32条 (事業者による本件施設の引渡し及び市による所有権の取得)	11
第33条 (本件施設の瑕疵担保)	11

第 34 条	(工期の変更)	11
第 35 条	(工期変更に伴う費用負担)	11
第 5 章	本件施設の維持管理及び運営	12
第 1 節	総則	12
第 36 条	(維持管理・運営業務仕様書、維持管理・運営業務年間計画書の作成・提出)	12
第 37 条	(維持管理・運営業務に伴う近隣対策)	12
第 38 条	(維持管理・運営期間中の第三者の使用)	12
第 2 節	維持管理・運営業務	13
第 39 条	(維持管理・運営業務)	13
第 40 条	(本件施設の修繕)	13
第 41 条	(業務従事者名簿の提出等)	13
第 3 節	市による業務の確認等	14
第 42 条	(市による説明要求及び立会い)	14
第 4 節	損害・損傷等の発生	14
第 43 条	(第三者に及ぼした損害)	14
第 6 章	サービス購入費の支払い	14
第 44 条	(施設整備費相当の支払)	14
第 45 条	(施設整備費相当の減額支払)	14
第 46 条	(維持管理・運営費相当の支払)	14
第 47 条	(維持管理・運営費相当の減額)	15
第 48 条	(金利の変動又は物価の変動によるサービス購入費の見直し)	15
第 7 章	契約期間及び契約の終了	15
第 1 節	契約期間	15
第 49 条	(契約期間)	15
第 2 節	事業者の債務不履行等による契約解除	15
第 50 条	(事業者の債務不履行等による契約解除)	15
第 51 条	(本件施設引渡し前の解除)	16
第 52 条	(本件施設引渡し以後の解除)	17
第 3 節	市の債務不履行による契約解除	17
第 53 条	(市の債務不履行による契約解除)	17
第 4 節	法令変更による契約解除	17
第 54 条	(法令変更による契約の解除)	17
第 5 節	不可抗力による契約解除	18
第 55 条	(不可抗力による契約解除)	18
第 6 節	事業関係終了に際しての処置	18
第 56 条	(事業関係終了に際しての処置)	18
第 57 条	(終了手続の負担)	18
第 7 節	モニタリング及び要求水準未達成に関する手続	18
第 58 条	(モニタリング及び要求水準未達成に関する手続)	18
第 8 章	表明・保証及び誓約	19
第 59 条	(事業者による事実の表明・保証及び誓約)	19
第 9 章	保証	19

第 60 条	(契約保証金)	19
第 10 章	法令変更	20
第 61 条	(通知の付与及び協議)	20
第 62 条	(法令変更による増加費用・損害の扱い)	20
第 11 章	不可抗力	20
第 63 条	(通知の付与及び協議)	20
第 64 条	(不可抗力による増加費用・損害の扱い)	21
第 65 条	(不可抗力による第三者に対する損害の扱い)	21
第 12 章	その他	21
第 66 条	(公租公課の負担)	21
第 67 条	(協議)	21
第 68 条	(融資団との協議)	21
第 69 条	(第三者割り当て)	21
第 70 条	(財務書類の提出)	21
第 71 条	(秘密保持)	22
第 13 章	雑則	22
第 72 条	(請求、通知等の様式その他)	22
第 73 条	(延滞利息)	22
第 74 条	(解釈等)	22
第 75 条	(準拠法)	23
第 76 条	(管轄裁判所)	23

## 別紙

別紙 1	事業概要書
別紙 2.1	基本設計書類
別紙 2.2	実施設計書類
別紙 3	保険等の取扱いについて
別紙 4.1	工事開始前の提出書類
別紙 4.2	施工時提出の工事書類
別紙 5	完工書類
別紙 6	目的物引渡書
別紙 7	日程表
別紙 8	サービス購入費の支払方法及びサービス購入費の支払額の改定について
別紙 9	モニタリング及びサービス購入費の減額
別紙 10	法令変更による増加費用及び損害の負担
別紙 11	不可抗力による増加費用及び損害の負担割合
別紙 12	出資者誓約書
別紙 13	本件施設配置図
別紙 14	保証書
別紙 15	土地使用貸借契約書

## 第1章 用語の定義

(定義)

- 第1条 本事業契約において「維持管理・運営業務仕様書」とは、第36条の規定に基づき事業者により作成される書面をいう。
- 2 本事業契約において「維持管理・運営期間」とは、本件引渡日の翌日から平成40年3月31日までの期間をいう。
- 3 本事業契約において「維持管理業務」とは、本件施設に関する以下の業務をいう。
- (1) 建築物保守管理業務
  - (2) 建築設備保守管理業務
  - (3) 植栽・外構施設保守管理業務
  - (4) 駐車場保守管理業務
  - (5) 清掃業務
  - (6) 保安警備業務
- 4 本事業契約において「維持管理・運営業務」とは、維持管理業務及び運営業務を総称していう。
- 5 本事業契約において「運営業務」とは、本件施設に関する以下の業務をいう。
- (1) 総合受付案内業務
  - (2) 郵便物整理業務
- 6 本事業契約において「基本協定書」とは、本件事業に関し市と落札者との間で平成17年●月●日に締結された基本協定書をいう。
- 7 本事業契約において「協力企業」とは、本事業契約で事業者が実施すべき業務の一部を事業者から直接受託し又は請け負う者のうち、事業者に株主として出資しない者をいう。
- 8 本事業契約において「建設用地」とは、第9条に規定される土地をいう。
- 9 本事業契約において「工期」とは、本件施設の建設期間をいい、工事開始日から本件引渡日までの期間をいう。
- 10 本事業契約において「工事開始日」とは、本件日程表において指定された本件工事を開始する日をいう。
- 11 本事業契約において「サービス購入費」とは、本事業契約に基づく事業者の債務履行に対し、市が支払う対価をいい、本件施設の施設整備業務履行の対価としての施設整備費相当（以下「施設整備費相当」という。）、並びに本件施設の維持管理・運営業務履行の対価としての維持管理費相当及び運営費相当（以下、その他費用を含み、総称して「維持管理・運営費相当」という。）とから構成され、その詳細は別紙8に記載のとおりとする。
- 12 本事業契約において「事業年度」とは、毎年4月1日から始まる1年間をいう。
- 13 本事業契約において「施設整備業務」とは、以下に規定する業務をいう。
- (1) 地質調査等事前調査業務及びその関連業務
  - (2) 施設整備に係る設計（基本設計・実施設計）及びその関連業務
  - (3) 施設整備に係る建設工事及びその関連業務
  - (4) 附帯設備（什器・備品を含む。）の設置工事及びその関連業務
  - (5) 工事監理業務
  - (6) 周辺家屋影響調査及び対策業務
  - (7) 電波障害調査及び対策業務
  - (8) 開発許可、建築確認等の手続き業務及びその関連業務
  - (9) 施工完工検査業務
  - (10) 完成後の所有権移転業務
- 14 本事業契約において「実施方針」とは、市が平成17年3月31日に公表した熊本市総合保健福祉センター（仮称）整備等事業実施方針をいう。
- 15 本事業契約において「実施方針等に対する質問及び回答書」とは、実施方針の公表後に受

け付けられた質問及びこれに対して市が平成17年5月13日に公表した市の回答を記載した書面をいう。

- 16 本事業契約において「完工書類」とは、本件工事完了時に事業者が作成する別紙5に記載する図書をいう。
- 17 本事業契約において「構成員」とは、落札者を構成する者をいう。
- 18 本事業契約において「設計書類」とは、要求水準書に基づき、事業者が作成した別紙2.1記載の基本設計書類及び別紙2.2記載の実設計書類その他の本件施設についての設計に関する図書（第12条に基づく設計書類の変更部分を含む。）をいう。
- 19 本事業契約において「調査・設計・建設期間」とは、平成●年●月●日（事業者の提案による。）から本件引渡日までの期間をいう。
- 20 本事業契約において「提案書類」とは、応募者が入札手続において市に提出した応募提案、市からの質問に対する回答書その他応募者が本事業契約締結までに提出した一切の書類をいう。
- 21 本事業契約において「特殊設備」とは、設計・建設等業務要求水準書「3 施設設備等」に記載される、事業者が設置する特殊設備をいう。
- 22 本事業契約において「入札金額」とは、落札者とされた応募者が本件事業に関し入札時に提示した額をいう。
- 23 本事業契約において「入札説明書」とは、本件事業に関し平成17年6月28日に公表された入札説明書本編及び付属資料から設計・建設等業務要求水準書及び維持管理・運營業務要求水準書を除いたもの（落札者決定基準、事業契約書（案）等）をいう。
- 24 本事業契約において「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、地震その他の自然災害、又は火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち通常の見可能な範囲外のもの（設計書類で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。）などであって、市又は事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令の変更は、「不可抗力」に含まれない。
- 25 本事業契約において「法令」とは、法律・命令・条例・政令・省令・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、若しくはその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等を指す。
- 26 本事業契約において「本件工事」とは、本件事業に関し設計書類に従った本件施設の建設工事その他の施設整備業務に基づく業務をいう。
- 27 本事業契約において「本件施設」とは本事業契約及び設計書類に基づき事業者が設計・建設する熊本市総合保健福祉センター（仮称）その他関連する一切の施設をいう。
- 28 本事業契約において「本件土地」とは、別紙13において特定された本件施設の設置及び本件施設の維持管理・運營業務を履行する場所をいう。
- 29 本事業契約において「本件入札に対する質問及び回答書」とは、入札説明書の公表後に受け付けられた質問及びこれに対して市が平成●年●月●日及び平成●年●月●日に公表した市の回答を記載した書面をいう。
- 30 本事業契約において「本件日程表」とは、別紙7に記載された日程表をいう。
- 31 本事業契約において「本件引渡日」とは、平成20年2月29日又は本事業契約に従い変更された日をいう。
- 32 本事業契約において「要求水準書」とは、本件事業に関し平成17年6月28日に入札説明書とともに公表された設計・建設等業務要求水準書及び維持管理・運營業務要求水準書をいう。
- 33 本事業契約において「要求水準書等」とは、本事業契約、基本協定書、入札説明書、要求水準書及び提案書類を総称していう。
- 34 本事業契約において「落札者」とは、本件事業の実施に係る入札の方法により選定された企業又は複数の企業で構成されるグループをいう。

## 第2章 総則

### (目的)

第2条 本事業契約は、市及び事業者が相互に協力し、本件事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

### (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第3条 事業者は、本件施設が熊本市総合保健福祉センター（仮称）としての公共性を有することを十分理解し、本件事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重する。

2 市は、本件事業が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重する。

### (事業日程)

第4条 事業者は、本件事業を本件日程表に従って遂行する。

### (本件事業の概要)

第5条 本件事業は、熊本市総合保健福祉センター（仮称）の施設整備業務、本件施設の工事完成時における本件施設所有権の市による取得、本件施設の維持管理・運営業務及びこれらに付随し関連する一切の業務により構成される。

2 事業者は、本件事業を、要求水準書等に従って遂行しなければならない。なお、本件施設の施設整備業務、維持管理・運営業務の概要は、別紙1として添付する事業概要書において明示しなければならない。

### (事業者の資金調達)

第6条 本件事業の実施に関する一切の費用は、本事業契約で特段の規定がある場合を除きすべて事業者が負担する。本件事業に関する事業者の資金調達はすべて事業者の責任において行う。

2 事業者は、本件事業に関連する資金調達に対して、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号 以下、「PFI法」という。）第16条に規定された国による財政上及び金融上の支援が適用されるよう努力しなければならない。

3 市は、事業者がPFI法第16条に規定された法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができるよう努めなければならない。

### (事業者)

第7条 事業者は、市の事前の承認なく、本件事業以外の事業を行ってはならない。

2 事業者の構成員及び協力企業の事情に起因する事業悪化については、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

### (関係者協議会)

第8条 市及び事業者は、本件事業に関する協議を行うことを目的とした、市及び事業者により構成される関係者協議会を設置する。

### (建設用地使用)

第9条 本件施設の建設用地は、熊本市大江5丁目1番8の土地とし、調査・設計・建設期間中の建設用地の管理・使用は事業者が善良な管理者の注意義務をもって行う。本件土地は市所有の行政財産であり、事業者は、市議会での議決を得た上で市との間で締結される別紙15の土地使用貸借契約書に基づき、本事業契約上の義務を履行するために必要な範囲において、本件土地を無償にて使用することができる。

2 本件土地以外に必要な本件施設の建設に要する仮設資材置場等の確保は、事業者の責任及び費用負担において行う。



(許認可、届出等)

第10条 本事業契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可は、事業者がその責任及び費用負担において取得・維持し、また、必要な一切の届出についても事業者がその責任及び費用負担において提出しなければならない。ただし、市が取得・維持すべき許認可及び市が提出すべき届出はこの限りでない。

2 事業者は、前項の許認可等の申請に際しては、市に事前説明及び事後報告を行う。

3 市は、事業者からの要請がある場合は、事業者による許認可の取得、届出及びその維持等に必要な資料の提供その他について協力する。

4 事業者は、市からの要請がある場合は、市による許認可の取得、届出及びその維持等に必要な資料の提供その他について協力する。

5 事業者は、許認可取得の遅延により増加費用又は損害が生じた場合、当該増加費用又は当該損害を負担する。ただし、不可抗力により遅延した場合は、第11章の規定に従い、市の責めに帰すべき場合は、市が当該増加費用又は当該損害を負担する。

### 第3章 本件施設の設計

(本件施設の設計)

第11条 事業者は、法令を遵守の上、要求水準書等に記載された内容を満たす範囲内において、市と協議の上、自らの責任及び費用負担において本件施設の設計を行う。

2 事業者は、本事業契約締結後速やかに、提案書類及び前項による協議の結果をもとに本件施設の基本設計を開始し、その進捗状況につき市による定期的な確認を受けるとともに、本件日程表に基づき、基本設計完了時に別紙2.1の様式による基本設計書類を市に提出する。市は、設計内容を確認し、その結果(是正箇所がある場合には是正要求を含む。)を事業者に通知する。

3 事業者は、市から次の工程に進むことについての確認を得た後速やかに、本件施設の実施設設計を開始し、かかる実施設計の進捗状況につき市による定期的な確認を受けるとともに、本件日程表に基づき、実施設計完了時に別紙2.2の様式による実施設計書類を市に提出する。市は、設計内容を確認し、その結果(是正箇所がある場合には是正要求を含む。)を事業者に通知する。

4 市は、事業者より提示された設計書類が要求水準書等若しくは市と事業者との協議において合意された事項に従っていない、又は提示された設計書類では要求水準書等において要求される仕様を満たさないと判断する場合、事業者の責任及び費用負担において修正することを求めることができる。また、事業者は、市からの指摘により又は自ら設計に不備・不具合等を発見したときは、自らの責任及び費用負担において速やかに設計書類の修正を行い、修正点について市に報告し、その確認を受ける。設計の変更について不備・不具合等が発見された場合も同様とする。

5 事業者は、設計の全部又は一部を第三者(以下「設計受託者」という。)に委託しようとするときは、関連資料を添えて市に対して事前に通知しなければならないが、市の事前の承諾を得た場合に限り、当該設計の全部又は一部を設計受託者に委託することができる。ただし、基本協定書第4条第1項において、設計に係る業務を受託し又は請け負うこととなっている者に対する委託については、市の承諾を要しない。

6 設計受託者の使用は、すべて事業者の責任と費用負担において行い、設計受託者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

7 設計受託者に関する事由に起因して本件工事の開始が遅延した場合において、市又は事業者が負担することとなる増加費用及び損害については、すべて事業者が負担する。

8 市は、第2項及び第3項の設計書類を事業者から受領し、それを確認したことを理由として、本件施設の設計及び建設の全部又は一部について責任を負担するものではない。

9 事業者は、本件施設の設計の進捗状況に関して、定期的に市と打ち合わせを行うものとする。

10 市の責めに帰すべき事由(市の指示又は請求(事業者の責めに帰すべき事由に起因する場

合を除く。)、本事業契約、入札説明書若しくは要求水準書の不備、市による変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、又は市による設計書類の変更（第12条第3項の場合及び事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。))により設計費用が増加する場合又は損害が発生した場合、市が当該増加費用又は当該損害を負担する。

- 1 1 事業者の責めに帰すべき事由により設計費用が増加する場合又は損害が発生した場合、事業者が当該増加費用又は当該損害を負担する。
- 1 2 法令の変更又は不可抗力により設計費用が増加する場合又は損害が発生する場合、第10章又は第11章に従う。

（設計書類の変更）

第12条 市は、本件工事開始前及び工事中において必要があると認めるときは、事業者に対して、工期の変更を伴わず、かつ事業者の提案の範囲を逸脱しない限度で、変更内容を通知して、本件施設の設計書類の変更を求めることができる。事業者は、市から当該通知を受領した後15日以内に、市に対してかかる設計書類の変更に伴い発生する費用、工期又は工程の変更の有無等の検討結果を報告しなければならない。

- 2 事業者は、市の事前の承諾を得た場合を除き、設計書類の変更を行うことはできない。
- 3 事業者は、基本設計、実施設計、及び本件工事の施工に際して、それぞれ、本件施設の利用予定者から意見を聴取する。事業者は、かかる意見聴取については、市と協議の上で行う。第1項に規定するほか、事業者が本件施設の利用予定者から聴取した意見に基づき、市と事業者は協議の上、工期の変更を伴わず、かつ事業者の提案の範囲を逸脱しない限度で必要に応じて、本件施設の設計書類の変更を行う。かかる設計書類の変更に伴い発生する費用又は損害は事業者の負担とする。市が、事業者が本件施設の利用予定者から聴取した意見に基づき、事業者の提案の範囲を逸脱した設計書類の変更が必要と判断した場合は、事業者と協議する。

（設計書類及び完工書類の著作権等）

第13条 市は、設計書類及び完工書類その他本事業契約に関して市の要求に基づき作成される一切の書類（以下「設計書類等」という。）並びに本件施設について、市の裁量により無償利用する権利及び権限を有し、その利用の権利及び権限は、本事業契約の終了後も存続する。

- 2 前項の設計書類等及び本件施設が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に定める著作物に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利の帰属は、著作権法の定めるところによる。
- 3 事業者は、市が当該設計書類等及び本件施設を次の各号に掲げるところにより利用をすることができるようにしなければならない。自ら又は著作者（市を除く。以下本条において同じ。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し又は行使させてはならない。
  - (1) 成果物又は本件施設の内容を公表すること。
  - (2) 本件施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で、市及び市の委託する第三者をして複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
  - (3) 本件施設を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
  - (4) 本件施設を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
- 4 事業者は、自ら又は著作者をして、次の各号に掲げる行為をし又はさせてはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りでない。
  - (1) 第2項の著作物にかかる著作権を第三者に譲渡し、又は承継させること。
  - (2) 設計書類等及び本件施設の内容を公表すること。
  - (3) 本件施設に事業者又は著作者の実名又は変名を表示すること。
- 5 事業者は、前項第1号により著作権を第三者に譲渡又は承継させる場合、当該第三者に、第3項に掲げる義務を負わせなければならない。

## (著作権の侵害の防止)

第14条 事業者は、その作成する成果物及び関係書類（設計書類等及び本件施設を含む。以下同じ。）が、第三者の有する著作権等を侵害するものではないことを市に対して保証する。

- 2 事業者は、その作成する成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。かかる著作権等の侵害に関して、市が損害の賠償を行い又は費用を負担した場合には、事業者は、市に対し、かかる損害及び費用の全額を補償する。

## (特許権等の使用)

第15条 事業者は、特許権等の工業所有権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任（ライセンスの取得、ライセンス料の支払及びこれらに関して発生する費用の負担を含むが、これらに限られない。）を負わなければならない。

## (設計状況の確認)

第16条 市は、本件施設が要求水準書等に基づき設計されていることを確認するために、本件施設の設計状況その他について、事業者に事前に通知した上で事業者に対してその説明を求めることができ、またその他の書類の提出を求めることができる。

- 2 事業者は、前項に定める設計状況その他についての説明及び市による確認の実施につき市に対して最大限の協力をを行い、また設計受託者をして、市に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせなければならない。
- 3 市は、前2項に基づき説明、報告等を受けたときは、指摘事項がある場合には適宜これを事業者に伝え、又は意見を述べることができる。

## 第4章 本件施設の建設

## 第1節 総則

## (本件施設の建設)

第17条 事業者は、自らの責任と費用負担において、本件日程表の日程に則り法令を遵守の上、要求水準書等に従って本件工事を調査・設計・建設期間内に完成の上、第32条に基づいて本件施設を市に引渡し、その所有権を市に取得させる。

- 2 本件施設の施工方法その他の本件工事のために必要な一切の手段は、事業者がその責任において定める。
- 3 事業者は、本件施設の調査・設計・建設期間中、自己又は工事請負人等（第19条第4項に定義する。）をして別紙3第1項に定める保険に加入し、保険料を負担する。事業者は、かかる保険の証券又はこれに代わるものとして市が認めたものを調査開始に先立ち直ちに市に提示しなければならない。
- 4 市の責めに帰すべき事由（市の指示又は請求（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、本事業契約、入札説明書若しくは要求水準書の不備、市による変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、又は市による設計書類の変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。））により建設費用が増加する場合又は損害が発生した場合、市が当該増加費用又は当該損害を負担する。
- 5 事業者の責めに帰すべき事由により建設費用が増加する場合又は損害が発生した場合、事業者が当該増加費用又は当該損害を負担する。
- 6 法令の変更又は不可抗力により建設費用が増加する場合又は損害が発生した場合、第10章又は第11章に従う。

## (施工計画書等)

- 第18条 事業者は、別紙4.1に記載の書類を本件施設の工事開始前に市に提出する。
- 2 事業者は、本件日程表に記載された日程に従って詳細な工事工程表（月間工程表及び週間工程表）を作成して市に提出した上で、これに従って工事を遂行する。事業者は、市に提出した工事工程表に変更が生じた場合は速やかに市に通知し、承諾を得なければならない。
  - 3 事業者は、工事現場に常に工事記録を整備し、市の要求があった際には速やかに開示する。
  - 4 事業者は、別紙4.2に規定する書類を施工時に市に提出する。
  - 5 市は、事業者から施工体制台帳（建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7に規定する施工体制台帳をいう。）の提出及び施工体制にかかる事項についての報告を求めることができる。

## (調査・設計・建設期間中の第三者の使用)

- 第19条 事業者は、関連資料を添えて市に対して本件工事の施工の全部又は一部を第三者（以下「工事請負人」という。）に請け負わせる旨事前に通知し、かつ、市の事前の承諾を得た場合には、本件工事の施工の全部又は一部を工事請負人に請け負わせることができる。ただし、基本協定書第4条第1項において、建設に係る業務を受託し又は請け負うこととなっている者に対する委託については、市の承諾を要しない。
- 2 前項に基づき、本件工事の施工の全部又は一部を請け負った工事請負人がさらに本件工事の施工の一部をその他の第三者（以下「工事下請人」という。）に請け負わせる場合は、事業者は速やかに市に対してその旨を事前に通知しなければならない。なお、事業者は、工事請負人をして、本件工事の全部又は主たる部分を一括して工事下請人に請け負わせてはならない。
  - 3 市は、必要と認めた場合には随時、事業者から施工体制台帳及び施工体制にかかる事項についての報告を求めることができる。
  - 4 第1項及び第2項に基づく、工事請負人及び工事下請人（以下「工事請負人等」という。）の使用は、すべて事業者の責任において行い、工事請負人等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
  - 5 工事請負人等に関する事由に起因して本件工事が遅延した場合において、市又は事業者につき生じた増加費用及び損害については、すべて事業者が負担する。

## (事業者による工事監理者の設置)

- 第20条 事業者は、自己の責任及び費用負担で常駐の工事監理者（以下「工事監理者」という。）を設置し、工事開始日までに市に対して工事監理者の名称を通知する。なお、工事監理者は、工事請負人等又はその役員若しくは使用人であってはならない。
- 2 事業者は、工事監理者をして、市に対して、本件工事につき定期的報告を行わせる。また、市は、必要と認めた場合には、随時、工事監理者に本件工事に関する事前説明及び事後報告を求め、又は事業者に対して工事監理者をして本件工事に関する事前説明及び事後報告を行わせるよう求めることができる。
  - 3 工事監理者の設置は、すべて事業者の責任と費用負担において行い、工事監理者の設置及びその活動により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者がこれを負担する。
  - 4 工事監理者に関する事由に起因して本件工事が遅延した場合において、市又は事業者につき生じた増加費用及び損害については、すべて事業者が負担する。

## (建設用地の管理)

- 第21条 事業者は、事業者の責任及び費用負担において工事現場における安全管理及び警備等を行う。本件工事の施工に関し、建設機械器具等必要な設備の盗難又は損傷等により追加の費用が発生した場合、当該増加費用は事業者が負担する。ただし、不可抗力により追加の費用が発生した場合は、第11章の規定に従う。

## (建設に伴う各種調査)

- 第22条 事業者は、本件工事に必要な測量調査、埋蔵文化財調査、地盤調査、地質調査、電波障害調査、周辺家屋影響調査その他の調査は、すでに市が行ったものを除き、自己の責任及び費用負担により行う。また、事業者はかかる調査等を行う場合、調査の日時及び概要を市に事前に連絡し、かつ、当該調査を終了したときは当該調査にかかる報告書を作成し、市に提出してその確認を受けなければならない。
- 2 事業者は、前項に定める調査又は業務を実施した結果、市が本件事業の入札手続において提供した本件土地に関する参考資料の内容と齟齬を生じる事実を発見したときは、その旨を直ちに市に通知し、その確認を求めなければならない。この場合において、市及び事業者は、その対応につき協議する。なお、市は、当該提出した本件土地に関する参考資料の誤謬、欠落その他の不備に起因して事業者が発生した損害又は増加費用については責任を負担する。
  - 3 市は、本件土地の地質障害（土地固有の土壤汚染に限る。）、埋蔵文化財（保存、移設等を伴う重要な遺跡に限る）、及び不発弾等の発掘に起因して発生する合理的な増加費用及び損害を負担する。事業者は、当該増加費用及び損害の発生及び拡大を阻止あるいは低減するよう最大限の努力をしなければならない。ただし、第1項に規定する調査及びその結果を記載した報告書に不備、誤謬等がある場合、事業者は、当該不備、誤謬等に起因して発生する一切の責任を負担し、かつ、これに起因する一切の増加費用及び損害（再調査費の負担を含む。）を負担する。
  - 4 地中障害物及び地下水の出水については、工事に大きな支障を与えるものであり、かつ、市が公表又は事業者が開示した資料及び第1項に基づき事業者が行った調査から合理的に予測できない場合は、市及び事業者の間で対応について協議する。事業者は、上記に該当しない地中障害物及び地下水の出水に起因して発生する増加費用及び損害を負担する。
  - 5 市は、必要と認めた場合には随時、事業者から本条に規定される調査にかかる事項について報告を求めることができる。

## (調査等の第三者への委託)

- 第23条 事業者は、前条の調査に着手する日より合理的期間前までに、市に対してその旨を申し出た上で、当該調査の全部又は一部を第三者（以下「調査受託者」という。）に委託することができる。
- 2 前項に基づく、調査受託者の使用は、すべて事業者の責任及び費用負担において行い、受託者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
  - 3 調査受託に関する事由に起因して本件工事が遅延した場合において、市又は事業者につき生じた増加費用及び損害については、すべて事業者が負担する。

## (本件施設の建設に伴う近隣対策)

- 第24条 事業者は、本件工事に先立って、自己の責任及び費用負担において、周辺住民に対して事業計画（第4条及び第5条に定める事項及び内容をいう。以下同じ。）及び工事実施計画（施設の配置、施工時期、施工方法等の計画をいう。）につき説明を行い、了解を得よう努めなければならない。市は、必要と認める場合には、事業者が行う説明に協力する。
- 2 事業者は、自己の責任及び費用負担において、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気その他の本件工事が近隣住民の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。かかる近隣対策の実施について、事業者は、市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。
  - 3 事業者は、市の事前の承諾を得ない限り、近隣対策の不調を理由として事業計画の変更をすることはできない。この場合、市は、事業者が事業計画を変更せず、さらなる調整によっても近隣住民の了解が得られないことを明らかにした場合に限り、事業計画の変更を承諾する。
  - 4 近隣対策の結果、本件施設の工事完成の遅延が見込まれる場合には、市及び事業者は協議の上、速やかに、本件引渡日を変更することができる。

- 5 近隣対策の結果、事業者が生じた費用（近隣対策の結果本件引渡日が変更されたことによる増加費用も含む。）については、事業者が負担する。
- 6 前項の規定にかかわらず、本件施設を設置・運営すること自体に直接起因する費用又は損害については市が負担する。また、本件施設を設置・運営すること自体に対する住民反対運動・訴訟等に対する対応は市が行うものとする。

## 第2節 市による確認等

（市による説明要求及び建設現場立会い）

- 第25条 市は、本件工事の進捗状況について、随時、事業者に対して報告を要請することができる。事業者は、市の要請があった場合にはかかる報告を行わなければならない。また、市は、本件施設が設計書類に従い建設されていることを確認するために、本件施設の建設について、事業者事前に通知した上で、事業者又は工事請負人等に対して中間確認を求めることができる。
- 2 市は、本件工事開始前及び本件工事の施工中、随時、事業者に対して質問をし、本件工事について説明を求めることができる。事業者は、市からかかる質問を受領した後速やかに、市に対して回答を行わなければならない。市は、事業者の回答内容が合理的でないと判断した場合、協議を行うことができる。
  - 3 市は、工期中、事業者に対する事前の通知を行うことなく、随時、本件工事に立ち会うことができる。
  - 4 前3項に規定する報告、中間確認、説明、又は立ち会いの結果、建設状況が要求水準書等及び設計書類の内容を逸脱していることが判明した場合、市は、事業者に対してその是正を求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。
  - 5 事業者は、建設中において事業者が行う、工事監理者が定める本件施設の検査又は試験について、事前に市に対して通知する。市は、当該検査又は試験に立ち会うことができる。
  - 6 市の事業者に対する説明の要求又は市の本件工事への立会いを理由として、市は、本件施設の設計及び建設の全部又は一部について何らの責任を負担しない。
  - 7 事業者は、本条に基づく中間確認等の建設状況の確認の実施に際し、市に対して最大限の協力を払い、また工事請負人等をして市に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせる。

## 第3節 工事の中止等

（工事の中止等）

- 第26条 市は、必要と認めた場合には、事業者に対して本件工事の中止の内容及び理由を通知して、本件工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 2 市は、前項により本件工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合において、必要と認めたときには、建設期間若しくは施設費相当（別紙8に規定する費用をいう。以下同じ。）を変更することができる。また、かかる本件工事の施工の一時中止が事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、事業者が生じた本件工事の続行に備え工事現場を維持するための費用、労働者、建設機械器具等を保持するための費用、又はその他本件工事の施工の一時中止及びその続行に起因した合理的な増加費用若しくは損害額については市がこれを負担する。なお、本件工事の施工の一時中止が法令の変更又は不可抗力に起因する場合には、第10章又は第11章に従う。

## 第4節 損害等の発生

(本件工事中に第三者に生じた損害)

第27条 事業者が施設整備業務を履行する過程で、又は履行した結果、第三者に損害が発生したときは、原則として、事業者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市が負担する。

2 本件工事の施工に関し不可抗力により第三者に損害が発生した場合は、第11章に従う。

#### 第5節 本件施設の工事完成及び引渡し

(事業者による完工検査)

第28条 事業者は、事業者の責任及び費用負担において本件施設の完工検査を行う。

2 事業者は、市に対して、事業者が前項の完工検査を行う7日前までに、当該完工検査を行う旨を通知する。

3 市は、事業者が前2項の規定に従い行う完工検査への立会いを求めることができる。ただし、市はかかる立会の実施を理由として何らの責任を負担しない。

4 事業者は、第1項の完工検査において、本件施設の仕様が充足されているか否かについて、市が適当と認める方法により検査し、完工検査における市の立ち会いの有無を問わず、その結果を速やかに検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて市に提出する。

(市による本件施設の完工確認及び完工確認通知の交付)

第29条 市は、前条第4項に規定する書類の提出を受けた場合、本件施設が要求水準書等に規定された性能及び仕様を充足し、維持管理・運営業務を実施しうる状態にあること(第30条第1項に規定する研修等が終了していることは要しない。)を確認する。

2 市は、前項の完工確認の結果、要求水準書等に定められた水準を満たしていない場合、事業者に対して補修若しくは改造を求め、又は改善要求を行うことができる。なお、補修、改造、改善にかかる費用は、事業者が負担する。

3 完工確認の方法は、以下のとおりとする。

(1) 市は、事業者又は工事請負人等及び工事監理者立会いのもとで、完工確認を実施する。

(2) 完工確認は、事業者が整備した施工記録及び設計書類との照合により実施する。

(3) 機器・備品等の試運転等は、市による完工確認前に事業者が実施し、その報告書を市に提出する。なお、市は、試運転等に立ち会うことができる。施設等の試稼動等は、事業者の責任及び費用負担により行う。

(4) 事業者は、試運転等とは別に、機器・備品等の取扱いに関する市への説明を実施する。

4 市は、第1項の事項及び本事業契約に従った維持管理・運営業務が可能であることにつき確認し、かつ、事業者が、自己又は維持管理・運営受託者等(第38条第4項で定義する。)をして別紙3第2項に掲げる種類及び内容を有する保険に加入しその保険証書の写しを完工書類とともに市に対して提出した場合、事業者に対して完工確認通知書を遅滞なく交付する。

5 事業者は、市の完工確認通知書を受領しなければ、本件施設の維持管理・運営業務を開始することはできない。

6 市による完工確認通知書の交付を理由として、市は本件施設の設計及び建設の全部又は一部について責任を負担しない。

(事業者による本件施設の維持管理・運営業務体制整備)

第30条 事業者は、維持管理・運営業務の各開始日までに、本件施設の各業務に必要な人員を確保し、かつ、各業務に必要な訓練、研修等を行う。

2 事業者は、前項に規定する研修等を完了し、かつ、要求水準書等に従って本件施設を維持管理及び運営することが可能となった段階で、市に対して通知を行う。

(市による本件施設の維持管理・運營業務体制確認)

第31条 市は、第29条に基づく完工確認の他に、維持管理・運營業務の各開始日までに、要求水準書等との整合性の確認のため、本件施設の各業務体制の確認を行う。

(事業者による本件施設の引渡し及び市による所有権の取得)

第32条 事業者は、完工確認通知書の受領と同時に、別紙6の様式による目的物引渡書を市に交付し、本件引渡日において本件施設の引渡しを行い、本件施設の所有権を市に取得させる。

(本件施設の瑕疵担保)

第33条 市は、本件施設又は事業者により本件施設内に設置された機器・備品等に瑕疵があるときは、事業者に対して、相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補(備品については交換を含む。以下同じ。)を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、本件引渡日から2年以内に行わなければならない。ただし、事業者が当該瑕疵を知っていたとき、その瑕疵が事業者の故意若しくは重大な過失により生じた場合、又は住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第87条第1項に規定する構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について生じた場合(構造耐力上又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)には、本件引渡日から10年間、当該請求を行うことができる。

3 市は、本件施設が第1項の瑕疵により滅失又は毀損したときは、前項に定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損を市が知った日から1年以内に第1項の権利を行使しなければならない。

4 事業者は、工事請負人等を使用する場合、当該工事請負人等をして、市に対し本条による瑕疵の修補及び損害の賠償をなすことについて連帯保証させるべく、別紙14の様式による保証書を差し入れさせる。

(工期の変更)

第34条 事業者は、本件工事に遅延が発生すると見込まれる場合には、市に対して速やかにその旨を通知し、工期の変更を求めるものとし、市と事業者は協議により当該変更の可否を定める。

2 市が事業者に対して工期の変更を請求した場合、市と事業者は協議により当該変更の可否を定める。

3 前2項に基づき工期を変更する場合においては、市と事業者は協議により工期を定めるものとする。ただし、市と事業者の間において協議が調わない場合、市が合理的な工期を定め、事業者はこれに従わなければならない。

(工期変更に伴う費用負担)

第35条 市の責めに帰すべき事由(市が行う埋蔵文化財調査を含む。)により、本件施設の引渡しが遅延した場合、又は工期を短縮した場合には、市は、当該工期変更に伴い事業者が負担した合理的な増加費用に相当する金額を事業者に対して支払う。この場合、市はその他に遅延損害金を負担しない。

2 事業者の責めに帰すべき事由(事業者が埋蔵文化財調査を行った場合を含む。)により本件施設の引渡しが遅延した場合、事業者は、本件引渡日から実際に本件施設が事業者から市に対して引渡された日までの期間(両端日を含む。)において、施設費相当に年3.6%(ただし、熊本市契約書の書式等を定める訓令(昭和39年訓令第10号。以下「契約書訓令」という。)に規定する遅延損害金の割合が変更された場合には、これに準じて変更される。)の割合で計算した遅延損害金を支払う。

3 法令の変更又は不可抗力により、工期延長等が生じ、本件施設の引渡しが遅延した場合、又は工期を短縮した場合には、当該工期変更に起因して事業者が生じた合理的な増加費用及び損害の負担については、第10章又は第11章に従う。



## 第5章 本件施設の維持管理及び運営

### 第1節 総則

(維持管理・運營業務仕様書、維持管理・運營業務年間計画書の作成・提出)

第36条 事業者は、本件引渡日の60日前までに、要求水準書等に基づき、市との協議により維持管理・運營業務仕様書を作成の上、市に提出して市の確認を受ける。維持管理・運營業務仕様書の記載事項については、市が定めて事業者に対して通知する。

- 2 事業者は、維持管理・運營業務の実施にあたっては、前項に規定する維持管理・運營業務仕様書に従って、第1条第3項及び第5項に記載されるそれぞれの業務区分について、毎年、それぞれ建築物保守管理業務年間計画書、建築設備保守管理業務年間計画書、植栽・外構施設保守管理業務年間計画書、清掃業務年間計画書、駐車場保守管理業務年間計画書、総合受付案内業務年間計画書及び郵便物整理業務年間計画書(本件事業契約において、総称して「維持管理・運營業務年間計画書」という。)を作成の上、対応する事業年度が開始する日の30日前(本件引渡日の属する年度においては、本件引渡日の60日前)までに市に対して提出し、市の確認を受ける。それぞれの維持管理・運營業務年間計画書の記載事項については、市が定めて事業者に対して通知する。
- 3 事業者は、要求水準書等に定められた所要の性能及び機能を保つため、要求水準書等、維持管理・運營業務仕様書並びに維持管理・運營業務年間計画書に従って、第1条第3項及び第5項に記載の各業務を実施する。

(維持管理・運營業務に伴う近隣対策)

第37条 事業者は、自己の責任及び費用負担において、維持管理・運營業務を実行するにあたって合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。かかる近隣対策の実施について、事業者は、市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。また、市は、かかる近隣対策の実施について、事業者に対し協力する。

- 2 前項の近隣対策の結果、事業者に生じた費用については、原則として事業者が負担する。
- 3 前項にかかわらず、本件施設を設置・運営すること自体に直接起因する費用又は損害については市が負担する。また、本件施設を設置・運営すること自体に対する住民反対運動・訴訟等に対する対応は市が行うものとする。

(維持管理・運営期間中の第三者の使用)

第38条 事業者は、維持管理・運營業務の全部又は一部を第三者(以下「維持管理・運営受託者」という。)へ委託し又は請け負わせようとするときは、関連資料を添えて市に対して事前に通知し、かつ、市の事前の承諾を得た場合には、維持管理・運營業務の全部又は一部を維持管理・運営受託者に委託し、又は請け負わせることができる。ただし、基本協定書第4条第1項において、維持管理・運営に係る業務を受託し又は請け負うこととなっている者に対する委託については、市の承諾を要しない。

- 2 前項に基づき、維持管理・運営受託者が事業者から委託を受け又は請け負った維持管理・運營業務の一部について、さらにその他の第三者にその一部を委託し又は下請人(以下、かかる第三者及び下請人を「維持管理・運営再受託者」という。)を使用するときは、事業者は市に対して速やかにその旨を通知しなければならない。なお、事業者は、維持管理・運営受託者をして、維持管理・運營業務の全部又は主たる部分を一括して維持管理・運営再受託者に請け負わせてはならない。
- 3 市は、必要と認めた場合には、随時、事業者から維持管理・運營業務の遂行体制について報告を求めることができる。
- 4 第1項及び第2項に基づく、維持管理・運営受託者及び維持管理・運営再受託者(以下、総称して「維持管理・運営受託者等」という。)の使用は、すべて事業者の責任において行い、維持管理・運営受託者等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者

の責めに帰すべき事由とみなす。

- 5 維持管理・運営受託者等に関する事由に起因して維持管理業務又は運営業務に支障が生じた場合において、市又は事業者が負担することとなる増加費用については、すべて事業者が負担する。

## 第2節 維持管理・運営業務

### (維持管理・運営業務)

- 第39条 事業者は、自らの責任と費用負担において、要求水準書等に定める条件に従い、本件引渡日以降、維持管理・運営業務を開始し、かつ、維持管理・運営期間中、本件施設の維持管理・運営業務を行う責任を負う。市及び事業者は、本件引渡日までに、維持管理・運営業務に係る要求水準書等の詳細につき別途協議の上合意する。
- 2 市は、要求水準書を変更する場合、事前に事業者に対して通知の上、その対応について協議を行い、事業者の合意を得る。また、市は、LANの設置等市が必要とする施設の整備を行うため、事前に事業者と協議の上、本件施設内に立ち入り、本件施設の整備を行うことができる。
  - 3 市の責めに帰すべき事由（市の指示若しくは請求（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、本事業契約、入札説明書又は要求水準書の不備若しくは市による変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。））により維持管理・運営費用が増加する場合又は損害が発生した場合、市が当該増加費用又は当該損害を負担する。
  - 4 事業者の責めに帰すべき事由により維持管理・運営費用が増加する場合又は損害が発生した場合、事業者が当該増加費用又は当該損害を負担する。
  - 5 法令の変更又は不可抗力により維持管理・運営費用が増加する場合又は損害（本件施設の損傷も含む。）が発生した場合、第10章又は第11章に従う。
  - 6 市は、維持管理・運営業務の実施にあたり必要な限度において、事業者に対し本件施設を無償で占有及び使用させる。

### (本件施設の修繕)

- 第40条 要求水準書等に示す機能を維持するために行う修繕は、規模にかかわらず維持管理業務に含めることとし、事業者は、本件事業の事業期間中にかかる修繕を行う必要が生じた場合（維持管理・運営業務仕様書に定めのない場合も含む）には、事業者の責任と費用負担において行うものとする。
- 2 市の責めに帰すべき事由により本件施設の修繕若しくは更新又は模様替えを行った場合、市はこれに要した一切の費用を負担する。
  - 3 事業者が、自己の責任と費用負担において、維持管理・運営業務仕様書に記載のない模様替え又は本件施設に重大な影響を及ぼす修繕若しくは更新を行う場合、事前に市に対してその内容その他必要な事項を通知し、かつ、市の事前の承諾を得なければならない。

### (業務従事者名簿の提出等)

- 第41条 事業者は、維持管理・運営業務に従事するもの（以下「業務従事者」という。）の名簿を市に維持管理・運営業務開始前に提出し、異動があった場合、速やかに市に報告しなければならない。
- 2 事業者は、維持管理・運営業務の遂行にあたり、維持管理・運営業務開始前に、管理体制、業務分担、緊急連絡体制等の業務に必要な書類を予め市に提出し、市の承諾を得なければならない。
  - 3 市は、事業者の業務従事者がその業務を行うに不相当と認められるときは、その事由を明記して、事業者に対し交替を請求することができる。

### 第3節 市による業務の確認等

(市による説明要求及び立会い)

- 第42条 市は、事業者に対し、維持管理・運営期間中、本件施設の維持管理・運営業務について、随時その説明を求め、あわせて市が必要とする書類の提出を請求することができ、また、本件施設において維持管理及び運営状況を自ら立会いの上確認することができる。
- 2 事業者は、前項に規定する維持管理及び運営状況その他についての説明及び市による確認の実施について市に対して最大限の協力を行わなければならない。
  - 3 前2項に規定する説明又は確認の結果、本件施設の維持管理及び運営状況が、要求水準書等、維持管理・運営業務仕様書又は維持管理・運営業務年間計画書の内容を逸脱していることが判明した場合、市は事業者に対して是正を求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。
  - 4 市は、必要に応じて、本件施設について利用者等へのアンケート等を行することができる。
  - 5 市は、説明要求及び説明の実施、立会いの実施を理由として、本件施設の維持管理・運営業務の全部又は一部について、何らの責任を負うものではない。

### 第4節 損害・損傷等の発生

(第三者に及ぼした損害)

- 第43条 事業者が維持管理・運営業務を履行する過程で、又は履行した結果、第三者に損害が発生したときは、原則として、市がその損害を賠償する。ただし、その損害のうち、事業者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、事業者が負担する。
- 2 維持管理業務又は運営業務に関し不可抗力により第三者に損害が発生した場合は、第11章に従う。
  - 3 事業者は、前2項に定める損害賠償にかかる事業者の負担に備えるために、本件施設の維持管理・運営期間中、自己の責任及び費用負担において、自己又は維持管理・運営受託者等をして別紙3第2項記載の保険に加入し又は加入させる。

## 第6章 サービス購入費の支払い

(施設整備費相当の支払)

- 第44条 市は、事業者の遂行する施設整備業務に関し、別紙8に従って算定される金額を、同記載の支払方法に従って、事業者に対し、維持管理期間中、サービス購入費のうちの施設整備費相当として支払う。
- 2 前項に定める施設整備費相当の各支払予定日までに、本件施設の引渡しが行われていない場合、市は、当該引渡しまでは前項の支払をすることを要しない。

(施設整備費相当の減額支払)

- 第45条 市の行為(市の請求に基づく設計書類の変更を含む。)、法令の変更又は不可抗力により施設整備業務に係る費用が減少した場合、市はその減少費用を施設整備費相当から減額することができる。

(維持管理・運営費相当の支払)

- 第46条 市は、事業者の遂行する本件施設の維持管理・運営業務に関し、毎年度2回、第58条に基づくモニタリングを実施して要求水準書等に定められた要求水準が満たされていることを確認した上、かかるサービス提供の対価として別紙8に従って算定される金額を、同別紙記載の支払方法で、本件施設の維持管理・運営期間中、事業者に対してサービス購入費のうち、

維持管理・運営費相当として支払う。なお、維持管理・運營業務にかかる光熱水費は市が実費を負担する。

- 2 市は、事業者に対し、前項の確認の結果を通知し、当該通知の後、事業者は、市に対してサービス購入費の請求書を提出する。

(維持管理・運営費相当の減額)

第47条 市の行為(市の請求に基づく要求水準の変更を含む。)、事業者の行為(引渡の遅延に伴う維持管理・運営期間の短縮を含む。)、法令の変更又は不可抗力により維持管理・運營業務に係る費用が減少した場合、市はその減少費用を維持管理・運営費相当から減額することができる。

- 2 第58条に基づくモニタリングの結果、維持管理業務又は運營業務について、要求水準書等に記載された市が求める水準を満たしていない事項が存在することが市に判明した場合、市は別紙9に記載する手続に基づいて維持管理・運営費相当から減額する。
- 3 事業者が市に提出した別紙9に記載する業務実施報告書に虚偽の記載があることが判明した場合、事業者は、市に対して、当該虚偽記載がなければ市が別紙9に従って減額し得た金額を返還しなければならない。

(金利の変動又は物価の変動によるサービス購入費の見直し)

第48条 金利の変動又は物価の変動がある場合、市と事業者は、別紙8に定めるところに従い、サービス購入費の見直しを行う。

## 第7章 契約期間及び契約の終了

### 第1節 契約期間

(契約期間)

第49条 本事業契約は、契約締結日から効力を生じ、平成40年3月31日をもって終了する。

- 2 事業者は、前項の契約期間中、要求水準書等に定められた要求水準を満たす状態に保持する義務を負う。
- 3 事業者は、契約終了にあたっては、市に対して、要求水準書等記載の業務その他それに付随する業務のために本件施設を市が継続使用できるよう本件施設の維持管理・運營業務に関して必要な事項を説明し、かつ、事業者が用いた維持管理・運營業務に関する操作要領、申し送り事項その他の資料を提供するほか、引継ぎに必要な協力を行う。
- 4 市は、契約期間満了の1年前から6ヶ月前の間に、契約期間終了時において要求水準書等に定められた要求水準が満たされるか判断するために、別途協議により定められた事項について終了前検査を行う。本件施設及び本件施設内の設備(特殊設備を含む。)の状態が要求水準書等に定められた要求水準を満たしていないことが判明した場合、市は事業者にこれを通知し、事業者は速やかにこれを修繕する。事業者がかかる修繕を行わなかった場合、又は、事業者の行った修繕では要求水準書等に定められた要求水準を満たさない場合、市は、サービス購入費の支払を留保することができ、かつ、事業者は、市の請求により、要求水準書等に定められた要求水準を満たすために必要な修繕費用を市に支払う。
- 5 事業者は、契約期間満了の6ヶ月前までに、契約期間満了後の本件施設、本件施設内の設備(特殊設備を含む。)の修繕・更新の必要性について調査を行い、これを市に報告する。

### 第2節 事業者の債務不履行等による契約解除

(事業者の債務不履行等による契約解除)

第50条 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合、市は、事業者に対して通知した上で、本事業契約を解除することができる。

- (1) 事業者が本事業を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。
- (2) 事業者にかかる破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、会社整理手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又はその他第三者（事業者の取締役を含む。）によりその申立てがなされたとき。
- (3) 事業者が、別紙9に記載する業務実施報告書に虚偽記載を行ったとき。
- (4) 基本協定書の当事者（市は除く。以下本条において同じ。）が、本事業契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反するとして、同法第48条第4項、第49条第2項、第53条の3、第54条第1項若しくは第2項又は第54条の2第1項に規定する審決を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを同法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。
- (5) 基本協定書の当事者が、本事業契約に関して、独占禁止法第48条の2第1項の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、同条第5項に規定する期間内に同項の審判手続の開始を請求しなかったとき。
- (6) 基本協定書の当事者が、本事業契約に関して、独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (7) 基本協定書の当事者又はその使用人その他の従事者について、本事業契約に関して、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は第198条に規定する刑が確定したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が本事業契約に違反し、若しくは表明保証が真実でなく、その違反若しくは不実により本事業契約の目的を達することができないと市が認めたとき、又は事業者の責めに帰すべき事由により、本事業契約の履行が困難であると市が認めたとき。ただし、要求水準を満たしていない場合の契約終了の手続は別紙9に従う。

（本件施設引渡し前の解除）

第51条 本事業契約締結日以後、本件施設の事業者から市に対する引渡しまでの間において、事業者の責めに帰すべき事由により、次の各号に掲げる事項が発生した場合は、市は、事業者に対して通知した上で本事業契約を解除することができる。

- (1) 事業者が、本件日程表に記載された工事開始日を過ぎても本件工事を開始せず、市が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者から市に対して市が満足すべき合理的説明がなされないとき。
  - (2) 調査・設計・建設期間内に本件施設が完成しないとき、又は調査・設計・建設期間経過後、相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかに存在しないと市が認めたとき。
- 2 本件施設の引渡し前に前条（第3号を除く。）又は前項により本事業契約が解除された場合、事業者は、別段の合意がない限り、市に対して、サービス購入費のうち施設費相当の1,000分の105に相当する金額を違約金として支払う。ただし、市が第60条に基づく履行保証保険金を受領した場合には違約金に充当する。また、市は、本件施設の出来形部分が存在する場合、これを検査の上、その全部又は一部を買い受けることができ、当該出来形部分の買受代金と上記違約金を対当額で相殺することにより決済することができる。この場合、市は、相殺後の残額を、市の選択により解除前の支払スケジュールに従って、又は支払時点までの金利を付した上で一括払いにより支払う。
- 3 市が被った損害の額が前項の違約金の額を超過する場合は、市は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができる。

(本件施設引渡し以後の解除)

第52条 本件施設引渡し時以降において、事業者の責めに帰すべき事由により、次の各号に掲げる事項が発生した場合は、市は事業者に対して相当の期間を定めて事業者において当該違反行為を治癒すべき旨を通知する。この場合、当該相当期間中にかかる違反行為が治癒されないときには、事業者に対して通知をした上で本事業契約を解除することができる。当該解除にかかわらず、市は、本件施設の所有権を保持する。

(1) 事業者が本件施設について、連続して30日以上又は1年間において60日以上にわたり、要求水準書等、維持管理・運營業務仕様書及び維持管理・運營業務年間計画書に従った維持管理業務又は運營業務を行わないとき。

(2) 事業者の責めに帰すべき事由により、本事業契約の履行が困難となったとき。

2 本件施設の引渡し後に第50条により、又は前項により本事業契約が解除された場合、事業者は当該解除が生じた事業年度の維持管理・運営費相当の1年間分の金額の100分の20に相当する違約金を市に対して支払わなければならない。なお、市は、サービス購入費のうち施設整備費相当の残額を、市の選択により解除前の支払スケジュールに従って、又は支払時点までの金利とともに一括払いにより支払う。また、市はかかる契約解除日までに事業者が履行した維持管理・運營業務にかかる維持管理・運営費を支払う。

3 市が被った損害の額が前項の違約金の額を超過する場合は、市は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができる。

### 第3節 市の債務不履行による契約解除

(市の債務不履行による契約解除)

第53条 市が、本事業契約上の重要な義務に違反し、かつ、市が事業者による通知の後60日以内に当該違反を是正しない場合、事業者は本事業契約を解除することができる。ただし、この場合、本件施設の所有権は、市に留保される。この場合、市は、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ年3.6%（ただし、契約書訓令に規定する遅延損害金の割合が変更された場合には、これに準じて変更される。）の割合で計算した額を事業者に対して遅延損害金として支払う。

2 前項に基づき本事業契約が解除された場合、市は、事業者に対し、当該解除により事業者が被った損害及び合理的な増加費用を賠償する。この場合においても、市は、本件施設の引渡し完了しているときには、サービス購入費のうち施設整備費相当の残額を、市の選択により解除前の支払スケジュールに従って、又は支払時点までの金利とともに一括払いにより支払う。また、市はかかる契約解除日までに事業者が履行した維持管理・運營業務にかかる維持管理・運営費を支払う。

3 第1項の規定は、損害賠償額の予定を定めたものではなく、事業者が第1項記載の金額以上に市に対して損害賠償の請求を行うことを妨げるものではない。

### 第4節 法令変更による契約解除

(法令変更による契約の解除)

第54条 第61条第2項に基づく協議にもかかわらず、本事業契約の締結後における法令変更により、市が本件事業の継続が困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、市は、事業者と協議の上、本事業契約の全部を解除することができる。この場合、本件施設が完成している場合には、その所有権は市に帰属し、本件施設が未完成である場合には、市は出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得した上で、当該出来形部分に相応する代金を事業者に対して支払う。なお、これらの場合、

市は、サービス購入費のうち施設整備費相当の残額を、市の選択により解除前の支払スケジュールに従って、又は支払時点までの金利とともに一括払いにより支払う。ただし、本件施設が未完成であるときは、出来形部分に相応する工事費相当額に限る。また、事業者がすでに維持管理業務又は運営業務を開始している場合、市は事業者が履行した維持管理・運営業務にかかる維持管理・運営費を支払う。なお、市は、事業者が維持管理業務又は運営業務を終了させるために要した費用を負担し、その支払方法については市及び事業者が協議により決する。

## 第5節 不可抗力による契約解除

(不可抗力による契約解除)

第55条 第63条第2項の協議にもかかわらず、不可抗力にかかる事由が生じた日から60日以内に本事業契約等の変更及び増加費用の負担について合意が成立しない場合、市は、第63条第2項にもかかわらず、事業者に通知の上で、本事業契約の全部を解除することができる。この場合、本件施設が完成している場合には、その所有権は市が取得又は市に留保され、本件施設が未完成である場合には、市は出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得した上、当該出来形部分に相応する代金を事業者に対して支払う。なお、これらの場合、市は、サービス購入費のうち施設整備費相当の残額を、解除前の支払スケジュールに従って、又は支払時点までの金利とともに一括払いにより支払う。ただし、本件施設が未完成であるときは、出来形部分に相応する工事費相当額に限る。また、事業者がすでに維持管理業務又は運営業務を開始している場合、市は事業者が履行した維持管理・運営業務にかかる維持管理・運営費を支払う。なお、市は、事業者が維持管理業務又は運営業務を終了させるために要した費用を負担し、その支払方法については市及び事業者が協議により決する。

## 第6節 事業関係終了に際しての処置

(事業関係終了に際しての処置)

第56条 事業者は、本事業契約が終了した場合において、本件施設内（事業者のために設けられた控室等を含む。）に事業者が所有又は管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他の物件（維持管理・運営受託者等の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、当該物件の処置につき市の指示に従わなければならない。

2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当期間内に当該物件の処置につき市の指示に従わないときは、市は、事業者に代わって当該物件を処分し、修復、片付けその他の適当な処置を行うことができる。この場合においては、事業者は、市の処置について異議を申し出ることができず、また、市が処置に要した費用を負担する。

3 事業者は、本事業契約が終了した場合において、その終了事由のいかんにかかわらず、直ちに、市に対し、本件施設を維持管理、運営するためにすべての必要な資料を引き渡さなければならない。

(終了手続の負担)

第57条 事業関係終了に際し、終了手続に伴い発生する諸費用及び事業者の清算に伴う評価損益等については、事業者がこれを負担する。

## 第7節 モニタリング及び要求水準未達成に関する手続

(モニタリング及び要求水準未達成に関する手続)

第58条 市は、事業者による要求水準に適合した本件事業の遂行を確保するため、別紙9に基づき、本件事業の各業務につきモニタリングを行う。

- 2 モニタリングの結果、事業者による本件事業の遂行が要求水準を満たさないと市が判断した場合には、市は、別紙9に従って、本件事業の各業務につき改善要求措置を行う。
- 3 モニタリングにかかる費用のうち、本条及び別紙9において事業者の義務とされているものを除く部分は、市の負担とする。
- 4 事業者は、何らかの事由で本件事業に関し、要求水準を満たしていない状況が生じ、かつ、これを事業者自らが認識した場合、その理由及び状況並びに対応方針等を直ちに市に対して報告・説明しなければならない。
- 5 市は、モニタリングの実施を理由として、本事業契約に基づき事業者が行う業務の全部又は一部について、何らの責任を負うものではない。

## 第8章 表明・保証及び誓約

(事業者による事実の表明・保証及び誓約)

第59条 事業者は、市に対して、契約締結日現在において、次の各号の事実を表明し、保証する。

- (1) 事業者が、日本国の法律に基づき適法に設立され、有効に存在する法人であり、かつ、自己の財産を所有し、本事業契約を締結し、及び本事業契約の規定に基づき義務を履行する権限及び権利を有していること。
  - (2) 事業者による本事業契約の締結及び履行は、事業者の目的の範囲内の行為であり、事業者が本事業契約を締結し、履行することにつき法令上及び事業者の社内規則上要求されている一切の手続を履践したこと。
  - (3) 本事業契約の締結及び本事業契約に基づく義務の履行が事業者に適用のある法令に違反せず、事業者が当事者であり、若しくは事業者が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は事業者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
  - (4) 本事業契約は、その締結により適法、有効かつ拘束力ある事業者の債務を構成し、本事業契約の規定に従い強制執行可能な事業者の債務が生じること。
- 2 事業者は、本事業契約に基づく債権債務が消滅するに至るまで、次の各号の事項を市に対して誓約する。
- (1) 本事業契約を遵守すること。
  - (2) 事業者は、市の事前の承諾なしに、本事業契約上の地位及び権利義務並びに本件事業等について市との間で締結した契約に基づく契約上の地位及び権利義務について、これを譲渡、担保提供その他の処分をしないこと。ただし、市は合理的な理由なく、かかる承認を留保又は遅延しない。
- 3 市が前項第2号ただし書きの承諾を与える場合には、以下の各号の条件を付すことができる。
- (1) 市は、本契約に基づきサービス購入費の減額ができること。
  - (2) 市が事業者に対して本契約に基づく金銭支払請求権(違約金請求権及び損害賠償請求権を含む。)を取得した場合には、当該請求権相当額をサービス購入費から控除できること。

## 第9章 保証

(契約保証金)

第60条 事業者は、サービス購入費のうち施設費相当の1,000分の105に相当する金額以上の契約保証金を本事業契約締結時までには納付する。

- 2 前項の契約保証金は、サービス購入費のうち施設費相当の1,000分の105に相当する金額以上を保証金額として、事業者が自らの責任及び費用負担において、市を被保険者とする



履行保証保険契約を締結した場合、又は、工事請負人をして事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結させた場合に、これを免除する。なお、事業者は、工事請負人をして事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結させた場合には、同契約に基づく保険金請求権の上に、第51条第2項に基づく違約金支払請求権を被担保債権として、市のために第一順位の質権を設定する。かかる質権設定に係る費用は事業者が負担する。

- 3 前項に基づく履行保証保険契約の有効期限は本件引渡日までとする。
- 4 事業者は、第2項の規定に基づき履行保証保険契約を締結した場合又は締結させた場合には、履行保証保険契約の締結後、直ちに当該履行保証保険証券の原本を市に提出しなければならない。
- 5 第1項の規定による契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
  - (1) 国債（第1項に規定する契約保証金額以上の額面金額のもの）
  - (2) 第51条第2項に基づく違約金の支払を保証する、銀行、市が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

## 第10章 法令変更

（通知の付与及び協議）

第61条 事業者は、本事業契約の締結日以降に法令が変更されたことにより、本件施設が設計書類に従い建設若しくは工事ができなくなった場合、又は要求水準書等で提示された条件に従って維持管理、運営できなくなった場合、その内容の詳細を直ちに市に対して通知しなければならない。この場合において、市及び事業者は、当該通知以降、本事業契約に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなったときは、当該法令に違反する限りにおいて、履行期日における当該義務の履行義務を免れる。ただし、市及び事業者は、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

- 2 市が事業者から前項の通知を受領した場合、市及び事業者は、当該法令変更に対応するために、速やかに本件施設の設計及び建設、本件引渡日、本事業契約等の変更について協議する。かかる協議にもかかわらず、変更された法令の公布日から120日以内に本事業契約等の変更について合意が成立しない場合は、市が法令変更に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本件事業を継続する。

（法令変更による増加費用・損害の扱い）

第62条 法令変更により、施設整備業務、維持管理・運營業務につき事業者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、別紙10に従う。

## 第11章 不可抗力

（通知の付与及び協議）

第63条 事業者は、不可抗力により、本件施設について、設計書類に従い建設若しくは工事ができなくなった場合、又は要求水準書等で提示された条件に従って維持管理、運営できなくなった場合、その内容の詳細を直ちに市に通知しなければならない。この場合において、事業者及び市は、通知が発せられた日以降、当該不可抗力による履行不能の範囲において、本事業契約に基づく履行期日における履行義務を免れる。ただし、事業者及び市は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく適切な対応手順に則り、早急に対応措置をとり、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

- 2 市が事業者から前項の通知を受領した場合、市及び事業者は、当該不可抗力に対応するために速やかに本件施設の設計及び建設、引渡日、本事業契約等の変更について協議する。かかる

協議にもかかわらず、不可抗力が発生した日から120日以内に本事業契約等の変更について合意が成立しない場合は、市が不可抗力に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。

(不可抗力による増加費用・損害の扱い)

第64条 不可抗力により、施設整備業務、維持管理・運営業務につき事業者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、別紙11に従う。

(不可抗力による第三者に対する損害の扱い)

第65条 不可抗力により、施設整備業務、維持管理・運営業務につき、第三者に損害が発生した場合、当該損害（ただし、第17条第3項、第29条第4項又は第43条第3項に基づき事業者、維持管理・運営受託者等が加入した保険等によりてん補された部分を除く。）の負担は別紙11に従う。

## 第12章 その他

(公租公課の負担)

第66条 本事業契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる公租公課はすべて事業者の負担とする。市は、事業者に対してサービス購入費並びにこれに対する消費税相当額（消費税（消費税法（昭和63年法律第108号）に定める税をいう。）及び地方消費税（地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に定める税をいう。）相当額をいう。）を支払うほか、本事業契約に関連するすべての公租公課について本事業契約に別段の定めのある場合を除き負担しない。本事業契約締結時点で市及び事業者に予測不可能であった新たな公租公課の負担が事業者が発生した場合には、その負担については、別紙10に従う。

(協議)

第67条 本事業契約において、両当事者による協議が予定されている事由が発生した場合、市及び事業者は、速やかに協議の開催に応じなければならない。

(融資団との協議)

第68条 市は、本事業に関して事業者に融資する融資団との間において市が本事業契約に基づき事業者に損害賠償を請求し、また契約を終了させる際の融資団への事前通知、協議に関する事項並びに担保権の設定及び実行につき協議し、本事業契約とは別途定める。

(第三者割り当て)

第69条 事業者は、事業者の株主又は出資者（匿名組合出資及び優先出資をした者を含む。）以外の第三者に対し新株を割り当てるときは、事前に市の承諾を得、また、かかる場合、事業者は、新株の割当てを受ける者をして、市に対して、速やかに別紙12の様式及び内容の誓約書を提出させる。

2 事業者は、契約期間の終了に至るまで、構成員が事業者の発行済み株式総数の過半数を保持するよう新株を発行する。

(財務書類の提出)

第70条 事業者は、契約締結日以降、契約期間の終了に至るまで、事業年度の最終日より3ヶ月以内に、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）上の大会社に準じた公認会計士の監査済財務書類（商法（明治32年法律第48号）第281条による貸借対照表、損益計算書、営業報告書、利益の処分又は損失の処理に関する議案及びその附属明細書をいう。）及び年間業務報告書を市に提出し、かつ、市に対して監査報告及び年間業務報告を行う。なお、市は当該監査済財務書類及び年間業務報告書を公開することができる。

## (秘密保持)

- 第71条 市及び事業者は、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密を相手方、自己若しくは相手方の代理人若しくはコンサルタント又は本事業にかかる融資契約の貸付人、その代理人若しくはコンサルタント以外の第三者に漏らし、又は本事業契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、市又は事業者が法令に基づき開示する場合はこの限りではない。
- 2 事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、熊本市個人情報保護条例（平成13年9月21日条例第43号）その他個人情報の保護に関する全ての関係諸法令を遵守し、本事業の業務を遂行するに際して知り得た個人のプライバシーに関わる事実を漏洩してはならない。事業者は、熊本市個人情報保護条例及び市の定めるその他個人情報保護に関わる基準に合致する個人情報の安全管理体制を整備し、これを維持する。
- 3 事業者は、本契約の履行のため、業務を委託した者（設計受託者、工事請負人等、工事監理者、調査受託者、維持管理・運営受託者等を含むが、これに限られない。以下「業務受託者」という。）に対して秘密情報の取扱いを再委託する必要がある場合は、当該業務受託者に対し、本条の義務と同等以上の義務を遵守させるものとし、当該業務受託者をして、本条に規定する秘密及びプライバシーに関わる事実を漏洩しない旨の確約書を市に差し入れさせる。
- 4 事業者若しくは業務受託者が前2項の義務に違反したこと、又は、事業若しくは業務受託者の責めに帰すべき事由に起因して個人情報の漏えい等の事故が発生したことによって、市が損害を被った場合、事業者は市に対しその損害を賠償するとともに、市が必要と考える措置をとらなければならない。

## 第13章 雑則

## (請求、通知等の様式その他)

- 第72条 本事業契約並びにこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、説明、回答、申出、承諾、承認、同意、確認、勧告、催告、要請、契約終了通知及び解除は、書面により行わなければならない。なお、市及び事業者は、かかる請求等の宛先を各々相手方に対して別途通知する。
- 2 本事業契約の履行に関して市と事業者の間で用いる計量単位は、設計書類に特別の定めがある場合を除き、「計量法」（平成4年法律第51号）に定める。
- 3 契約期間の定めについては、「民法」（明治29年法律第89号）及び「商法」（明治32年3月9日法律第48号）の定めるところによる。
- 4 本事業契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

## (延滞利息)

- 第73条 市又は事業者が本事業契約に基づき行うべき支払が遅延した場合、市又は事業者は未払い額につき延滞日数に応じ年3.6%（ただし、契約書訓令に規定する遅延損害金の割合が変更された場合には、これに準じて変更される。）、の割合で計算した額の延滞利息を相手方に支払わなければならない。

## (解釈等)

- 第74条 市と事業者は、本事業契約と共に、実施方針、実施方針等に対する質問及び回答書、入札説明書、要求水準書、本件入札に対する質問及び回答書、入札説明書に記載の市の指定する様式に従い作成され、入札時に提出した入札書、提案書類、基本協定書及び設計書類に定める事項が適用されることを確認する。
- 2 本事業契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本事業契約の解釈に関して疑義が生じた場合、市と事業者は、その都度、誠意をもって協議し、これを定める。
- 3 要求水準書等及び実施方針の間に齟齬がある場合、本事業契約、基本協定書、入札説明書、要求水準書、提案書類、実施方針の順にその解釈が優先する。また、要求水準書等に定めがな

い場合、本件入札に関する質問及び回答書のうち事業契約書（案）にかかると部分に基づき解釈し、当該解釈は提案書類に優先する。

- 4 入札説明書の各資料間で記載内容に矛盾、齟齬が存在する場合には、市及び事業者は、協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定する。

（準拠法）

第75条 本事業契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

（管轄裁判所）

第76条 本事業契約に関する紛争については、熊本地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。